

現 行

変 更 案

4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度\*1

4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度\*1

高圧ガス設備……（略）

(1) 目視検査\*5  
（略）

(2) 非破壊検査

(2-1) 肉厚測定

高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する(砂詰め方式の地下埋設貯槽にあっては、開放検査時に貯槽内部から実施する。)  
ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げる時期に実施する。

ア. 及びイ. (略)

ウ. 砂詰め方式の地下埋設貯槽：【解説】\*7なお書による砂の乾燥状況又は底部集水樹の浸透水の状況の確認において異常が確認されたとき(電気防食により防食管理が適切になされているものを除く。)

以下(略)

高圧ガス設備……（略）

(1) 目視検査\*5  
（略）

(2) 非破壊検査

(2-1) 肉厚測定

高圧ガス設備が十分な肉厚を有していることを確認するため、肉厚測定を1年に1回実施する。ただし、次に掲げる設備にあっては、各々に掲げる時期に実施する。

ア. 及びイ. (略)

ウ. 砂詰め方式の地下埋設貯槽：**開放検査時(貯槽内部から実施)及び**【解説】\*7なお書による砂の乾燥状況又は底部集水樹の浸透水の状況の確認において異常が確認されたとき(電気防食により防食管理が適切になされているものを除く。)

以下(略)

削除した内容について、文言整理の上でウ. に追加

7. 導管

7. 導管

7.1.4 耐圧性能及び強度\*1

7.1.4 耐圧性能及び強度\*1

導管……（略）

(1) 目視検査\*3

導管(外面が目視等により確認できない構造のもの\*4を除く。)の外部(断熱材等で被覆されているものにあつてはその外面)の目視検査\*5は、1年に1回行う。

なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。

(2) 及び(3) (略)

【解説】

\*1~3 (略)

\*4 外面が目視等により確認できない構造のものとは、二重管、地中に埋設された部分及び水中に設置された部分(をいい、地中に埋設された部分及び水中に設置された部分については、電気防食、塗覆装等により防食管理が適切になされているものをいう。なお、電気防食については7.1.6に従い検査を実施すること。)

以下(略)

導管……（略）

(1) 目視検査\*3

導管(地中に埋設された部分及び水中に設置された部分であつて、**電気防食\*4、塗覆装等により防食管理が適切になされているもの並びに二重管を除く。**)の外部(断熱材等で被覆されているものにあつてはその外面)の目視検査\*5は、1年に1回行う。

なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。

(2) 及び(3) (略)

【解説】

\*1~3 (略)

\*4 電気防食については7.1.6 **の腐食防止措置に従うこと。**

以下(略)

\*4に記述の対象・前提条件を本文に引き上げ明確化